

## 非プラスチック製容器等使用促進補助金（事業者が提供する容器等分）の手引き

### 1. 事業概要

プラスチックごみの排出を抑制するため、外食産業又は食品小売業を営む者が非プラスチック製容器等を購入するためにかかった費用の全部または一部を補助します。

この事業は「所沢市非プラスチック製容器等使用促進補助金（事業者が提供する容器等分）交付要領」に基づいて行われますので、申請する場合は必ず当該要領もご一読いただき、その内容を十分理解した上で手続きしてください。

### 2. 補助対象者

- ①市内の店舗で、「3. 補助内容」の事業を実施していること。
- ②許可、認可、登録、届出等が必要な業種にあっては、その許認可等を取得していること。
- ③令和5年度に当該補助金の交付を受けていないこと。（令和3年度に当該補助金を受給した事業者も、令和5年度中に1回まで交付を受けることができます。）

### 3. 補助内容・補助対象経費

テイクアウト及び宅配等で使用するため、令和5年度に支出した、環境に配慮した容器包装の購入費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を補助します。

ただし、レジ袋・紙袋、スプーンやフォーク等のカトラリー、ストロー、バランやタレピン等の付属品、送料、ポイントによる支払い分は対象外です。

### 4. 補助金額

補助金額は、リユース食器、紙・木製等の容器包装の場合は補助対象経費の10分の10以内の額とし、バイオマスプラスチック容器包装の場合は2分の1以内の額とします（どちらも1,000円未満切り捨て）。

上限金額は1店舗あたり5万円です。

### 5. 必要書類

- ①所沢市非プラスチック製容器等使用促進補助金（事業者が提供する容器等分）申請書兼請求書（様式第1号）
- ②環境に配慮した容器包装を購入した領収書・明細書等  
※購入日、事業者名称または店舗名称、金額、購入品の名称やメーカー・規格等の入ったもの。領収書に記載のない場合は明細書も添付してください。
- ③食品衛生法第52条の規定に基づく営業許可書の写し  
※当該許可書を持たない場合（法令に反する場合を除く。）は、宅配、テイクアウト、食

品の小売り等を行っていることが分かる資料(店舗チラシ等)

④通帳又はキャッシュカードの写し

※所沢市に口座情報を提出したことがない事業者はご提出ください。

※過去に所沢市に口座情報を提出したことがある事業者は、原則、同じ口座をご指定下さい。

## 6. 申請の流れ

交付申請から補助金交付までの流れは下記ようになります。

手順	実施者	補足
①補助対象の容器・包装を購入後、補助金申請書兼請求書等を提出	申請者	申請期限：令和6年3月29日（金）まで 提出方法：窓口、郵送、メール 必要書類：「5. 必要書類」を参照
②受付・審査後、交付決定通知書送付・補助金振込、市HPに受給者の情報を掲載	市	申請書受領後、概ね1ヶ月以内に送付。
③補助金を受給	申請者	補助金交付後、市がアンケートを行う場合がありますので、ご回答ください。

## 7. 交付申請

要綱に定めた様式に必要事項を記入の上、必要書類を添付し提出してください。

・提出方法

①窓口	所沢市役所本庁舎5階資源循環推進課までお持ちください。
②郵送	下記【連絡先】の住所まで郵送ください。 ※令和6年3月29日（金）必着とします。
③メール	下記【連絡先】のメールアドレスまで送付ください。 ※令和6年3月29日（金）の17時15分までに受信したものを有効とします。

※補助金の申請額が予算額に達し次第、受付を終了します。

## 8. 申請受理

申請書を受理した後に審査を行い、交付可否について通知を送付するとともに、指定のあった口座に補助金を振り込みます。

提出物に不備等があった場合は連絡いたしますので、書類追加または再提出してください。連絡がつかない等、不備が解消されない場合は不交付の旨を通知します。申請書兼請求書の電話番号は、平日の日中につながりやすい電話番号をご記入ください。

【連絡先】

所沢市 環境クリーン部 資源循環推進課 プラスチック担当

〒359-8501 埼玉県所沢市並木1-1-1

TEL : 04-2998-9146 FAX : 04-2998-9394

E-mail : a9146@city.tokorozawa.lg.jp

## 【よくあるご質問】

Q. 具体的な対象店舗とは。

A. レストラン・定食屋等の飲食店、弁当屋等の持ち帰り飲食サービス業、旅館・ホテル等、総合スーパー、コンビニ、菓子・パン・野菜・果実・食肉・鮮魚等の小売業が挙げられます。特定の店舗を持たないキッチンカー等も対象となりますが、営業地域が市内であることが条件となります。

Q. 店舗は市内にあるが、本社や事業本部等が市外にある場合は申請可能か。

A. 市内に店舗があれば、その店舗は対象となります。逆に、市内に本社等があっても市外の店舗は対象外となります。

Q. 紙・木製容器で、例えば、中身が見えるように蓋部分等にプラスチック製のシートがついているようなものは対象に含まれるか。

A. バイオマスプラスチックが配合されていれば対象となります。配合されていない場合、プラスチック部分が面積比 3 割以内であれば対象となります(実物を確認いたします)。

Q. 紙コップやリユース食器のコップは対象となるか。

A. 対象となります。

Q. どこで購入したらいいか。

A. それぞれの店舗さんによって必要な大きさや形状等が違うことから、ご自身でインターネット等でお調べいただき、必要なものをご購入ください。

Q. 購入個数に制限はあるか。

A. 特に規定はありませんが、約 1 年間で使用する見込みの量をご購入ください。

Q. 申請からどれくらいで補助金が振り込まれるか。

A. およそ 1 ヶ月程度を予定しています。

Q. 領収書が無い。請求書や振込明細書等、金額がわかる別の書類を出せば足りるか。

A. 販売事業者等から取り寄せるなどして、領収書を提出してください。

その他ご不明な点は資源循環推進課までお問合せください。